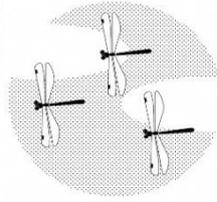


すなやま支援員

VOL.18号 だより



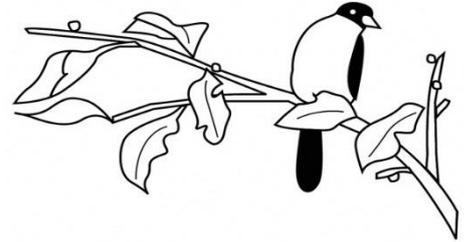
令和元年 10月 発行

発行者：砂山地域集落支援員 阿部久美子

拠点施設：ぎよぎよかい めでたや

住所：塩谷 1181 電話・告知端末：62-7273

消費税の軽減税率制度がスタート



令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられました。消費税の増税によって低所得者の負担が大きくなることを防ぐために特定の品目（酒類・外食を除く飲料食品と週2回以上発行される新聞）に対しては軽減税率の8%が適用されています。

お弁当やお惣菜は同じ商品でもお持ち帰りは軽減税率で8%、店舗やイートインスペースで食べる場合は外食とみなされ10%の消費税になっています。

飲食品は8%ですが、日常に必要な生活必需品は10%で、軽減税率の対象外です。

今月は、消費税の軽減税率制度について、またキャッシュレス決済についてを、皆さんにお知らせいたします。参考にしてください。

普段お店で販売しているものは、ほとんどが食品なので、今まで通り消費税は軽減税率が適用され8%なのですが、そんな中にも10%のものが・・・それは『リポビタミンD』と『仏様のお花』仏花は日用品なので仕方ないかなとは思っていますが、お年寄りには信心深く、いつもきれいな花を飾っていらっしゃるようなので、田舎ならではの軽減税率があればよかったのかなと思います。

リポビタミンDとオロナミンCは、同じ飲料ですが、この二つには違いがあります。

“ファイトー、いっぱーつ！”と“元気ハツラツ”の違いでしょうか？



紛らわしいですね…

リポビタミンDは前面に「指定医薬部外品」で用法・用量を厳守してくださいと記載されています。一方、オロナミンCは「炭酸飲料」となっていて、吹きこぼれますので、ビンを振らないてくださいと書いてあります。

どちらも同じような茶褐色のビンで同じようなイメージですが、リポビタミンDは10%の標準税率、オロナミンCは8%の軽減税率になります。

裏面、キャッシュレス決済とは？に続きます



消費税引き上げにあわせて{キャッシュレス・ポイント還元事業}もスタートしました。これは登録加盟店での買い物の際、キャッシュレス決済で支払うと、最大5%のポイント還元が受けられるという制度です。簡単に言うと、この制度を利用すると、消費増税分を取り戻すことができることになります。

ポイント還元が行われるのは2020年の6月までの9か月間で、大きく分けて「スマホ決済」と「カード決済」に分類されます。

小さな商店では、キャッシュレス決済自体、対応していないところも多いですが、大型店舗などでこのポスターやロゴマークを目にする機会も増えてきています。

お店によって対応する支払方法は異なりますので、ご注意ください。



キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店であっても、商品やサービスによってはポイントが還元されないものもあります。

金券	還元対象外	商品券、プリペイドカード、切手
金融商品	還元対象外	投資信託、株式、証券
教育	還元対象外 還元対象	学校の授業料、入学金、授業料 塾、予備校、英会話学校の授業料
医療	還元対象外 還元対象	診察、処方箋の薬、差額ベッド 市販薬
その他	還元対象外 還元対象	自動車、住宅 リフォーム（一部除く）

キャッシュレス決済はインターネット接続を必要とするため、通信回線が不通となる大規模災害時には、基本的に利用できなくなります。通信回線が生きていても、停電などでレジが使えないと支払いもできません。



【熊に出遭った場合】 焦らず、騒がず、背中を見せず、ゆっくり後ずさりして熊と距離を取ってください。

【熊に遭わないために】 1. 音で人間の存在を知らせる。
2. 熊が行動する早朝、夕方の単独行動は避ける。
3. 熊の好物である柿や栗は早めに収穫し、不要なものは早めに処分する。

すなやま支援員だよりについてご意見、ご希望がございましたら、お気軽にお問合せください。✉
Eメールアドレス:sunayama-shien@sea.plala.or.jp✉